

アクティビティジャパンウェブサイト利用規約 新旧対照表

〈主な内容変更・新設部分のみ〉

旧	新
<p>第 7 条(当社の保有する個人情報の取扱いについて)</p> <p>2. 当社ではサービス提供のために必要な範囲において、お客様の個人情報を外国にある第三者（パートナー企業等）に提供する場合があります。その場合の当該外国は、原則以下のいずれかの条件を満たす国とします。ただし、個人データの提供先である外国が以下①～⑤に該当しない場合であっても、当社はプライバシーマーク準拠の委託先管理を適切に実施し、安全な委託先管理を実施致します。</p> <p>① GDPR 対象国（EU、EEA 加盟国）およびイギリス（個人情報保護委員会が、日本と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しています。）オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー、イギリス（参照：平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号・第 5 号）</p> <p>② GDPR 第 45 条に基づく十分性の認定を取得している国・地域（欧州委員会が、GDPR に基づき十分なデータ保護水準を有していると認めています。）アルゼンチン、アンドラ、イスラエル、ウルグアイ、イギリス、カナダ、韓国、スイス、デンマーク王国自治領フェロー諸島、ニュージーランド</p> <p>※参照： https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprov</p>	<p>第 7 条(当社の保有する個人情報の取扱いについて)</p> <p>2. 当社ではサービス提供のために必要な範囲において、お客様の個人情報を外国にある第三者（パートナー企業等）に提供する場合があります。その場合の当該外国は、原則以下のいずれかの条件を満たす国とします。ただし、個人データの提供先である外国が以下①～⑤に該当しない場合であっても、当社はプライバシーマーク準拠の委託先管理を適切に実施し、安全な委託先管理を実施致します。</p> <p>① GDPR（EU の一般データ保護規則）対象国（EU、EEA 加盟国）およびイギリス（個人情報保護委員会が、日本と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しています。）オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー、イギリス（参照：平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号・第 5 号）</p> <p>② GDPR 第 45 条に基づく十分性の認定を取得している国・地域（欧州委員会が、GDPR に基づき十分なデータ保護水準を有していると認めています。）アルゼンチン、アンドラ、イスラエル、ウルグアイ、イギリス、英国王室属領ジャージー、英国王室属領マン島、カナダ、韓国、スイス、デンマーク王国自治領フェロー諸島、ニュージーランド</p> <p>※参照：</p>

ision/laws/GDPR/

③ APEC の CBPR システムの加盟国・地域（APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有しています。）アメリカ、メキシコ、カナダ、シンガポール、韓国、オーストラリア、台湾、フィリピン

※参照：

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international_conference/

<http://cbprs.org/>

個人情報保護に関する基本的な法体系の確立が一応の完成に達したと考えられる国（一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が一定評価を打ち出しています。）中国

※参照：

https://www.jipdec.or.jp/library/itreport/2021itreport_winter03.html

④ マレーシア：個人がされております。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/malaysia_report.pdf

⑤ お客様の個人情報を提供する第三者が上記 ①a～④d に該当する外国にある場合、当該第三者は全て OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

③ APEC の CBPR システムの加盟国・地域（APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有しています。）アメリカ、メキシコ、カナダ、シンガポール、韓国、オーストラリア、台湾、フィリピン

※参照：

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international_conference/

<http://cbprs.org/>

④ OECD プライバシーガイドライン 8 原則に全て対応している国（OECD プライバシーガイドラインは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則、の 8 原則を基本原則として定めています。）

中国、香港

※参照：

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_china/

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_hongkong/

⑤ マレーシア：個人データ保護法が施行されております。

※参照：

<p>情報の保護のための措置を講じています。</p> <p>※その他、個人情報保護委員会が提供する外国における個人情報の保護に関する制度等の調査はこちら。</p>	<p>https://www.ppc.go.jp/files/pdf/malaysia_report.pdf</p> <p>⑥ タイ：個人情報保護法が施行されております。</p> <p>※参照： https://www.ppc.go.jp/files/pdf/thailand_report.pdf</p> <p>⑦ ベトナム：個人情報保護政令が施行されております。</p> <p>⑧ お客様の個人情報を提供する第三者が上記のうち①～④に該当する外国にある場合、当該第三者は全てOECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報の保護のための措置を講じています。</p> <p>※その他、個人情報保護委員会が提供する外国における個人情報の保護に関する制度等の調査はこちら。 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kai-seihogohou/</p>
---	--

アクティビティジャパン掲載事業者向け利用約款 新旧対照表

〈主な内容変更・新設部分のみ〉

旧	新
<p>第 14 条（予約情報の秘匿性）</p> <p>1. 当社は、事業者が予約管理のために事業者向け機能に入力した情報（以下「予約情報」という）を、機密情報として保持する。</p>	<p>第 14 条（予約情報の秘匿性）</p> <p>1. 当社は、事業者情報及び事業者の予約管理等に関する情報（以下「予約情報」という）を、機密情報として保持する。</p>